宅地造成規制区域図

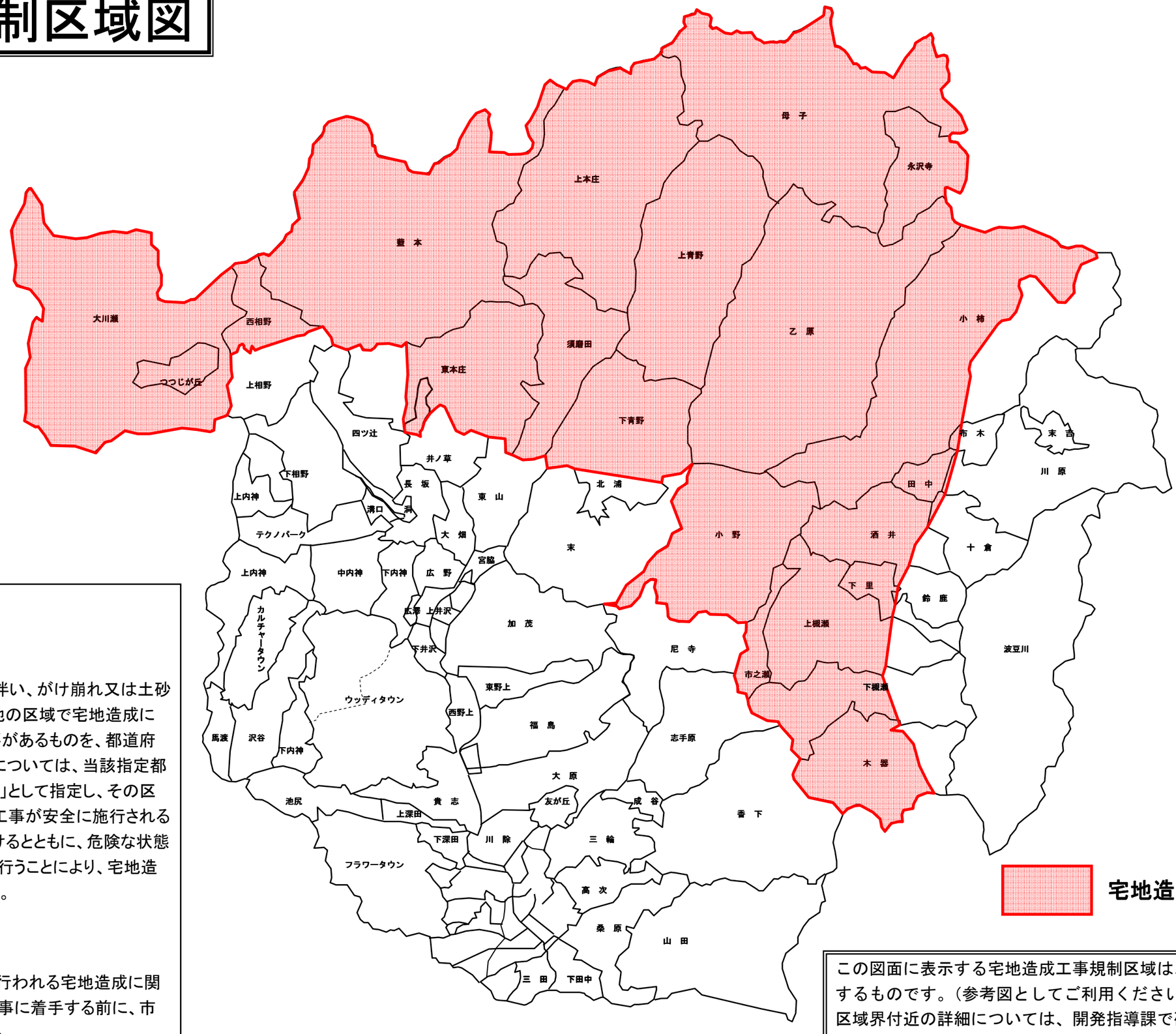

宅地造成等規制法とは

宅地造成等規制法の概要

宅地造成等規制法は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが大きい土地の区域で宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、都道府県知事（指定都市の区域内の土地については、当該指定都市の長）が「宅地造成工事規制区域」として指定し、その区域内で行われる宅地造成に関する工事が安全に施行されるよう許可制度や技術的基準等を設けるとともに、危険な状態と認められる宅地に対して勧告等を行うことにより、宅地造成に伴う災害の防止を図るものです。

宅地造成等規制法による許可

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、工事に着手する前に、市長の許可を受けなければなりません。

この図面に表示する宅地造成工事規制区域は、概ねの区域を表示するものです。（参考図としてご利用ください）
区域界付近の詳細については、開発指導課で確認してください。